

(仮称) 川越市こども計画の策定概要について (案)

1 (仮称) 川越市こども計画の名称

川越市こども計画

2 「こども」の表記

こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとする。

なお、特別な場合とは、「法令に根拠がある語を用いる場合」、「固有名詞を用いる場合」また「他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合」等を指す。

3 計画策定の背景と主旨

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「川越市子ども・子育て支援事業計画」（以下「現計画」という。）が計画期間満了を迎えるため、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とした「川越市こども計画（以下「次期計画」という。）を新たに策定するものである。

4 次期計画で包含する計画

- ・ 児童福祉法「市町村整備計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法「自立促進計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」
- ・ **【新規】子ども・若者育成支援推進法「市町村子ども・若者計画」**
- ・ 子ども・子育て支援法「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律「市町村計画」
- ・ 母子保健計画策定指針「母子保健計画」

5 現計画からの主な変更点

子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含することによって、次期計画には、現計画では対象とはしていない若者に関する事項も明記することとなる。

また、現計画では未就学児や子育て当事者に関する事項への比重が大きくなっていたが、子ども・若者育成支援推進法の改正により、法的にも「ヤングケアラー」を自治体が支援に努める対象と位置づけられる見込みであること等から、次期計画においては「ヤングケアラーへの支援」をはじめ、「こどもの居場所」等、就学後のこどもに関する事項についても比重を大きくしていく必要がある。

6 策定までのスケジュール

年 月		分科会・内容等	
令和6年	5月9日	第1回分科会	諮問 調査結果報告、計画概要、子ども・若者への意見聴取・アンケート
	5月～6月	アンケートの実施	
	7月上旬	第2回分科会	計画骨子案・計画掲載事業・量の見込みと確保方策・R5達成状況
	7月中旬	子ども・若者への意見聴取の実施	
	8月上旬	第3回分科会	第2回分科会意見の反映
	10月上旬	第4回分科会	計画（素案）
	11月上旬	第5回分科会	計画（原案）
	11月中旬～12月中旬	意見公募手続実施期間（パブコメ）	
令和7年	1月下旬	第6回分科会	計画（案） 答申
	3月下旬	計画の公表	